

広報ところざわプレゼント企画実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報ところざわの閲読意欲を惹起するとともに、所沢市内の優良な物品等を紹介することで産業を振興することを目的とするプレゼント企画を広報ところざわに掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置等)

第2条 プレゼント企画は、原則として広報ところざわ「みんなのひろば」で紹介するものとする。

2 プレゼント企画の具体的な掲載の位置、大きさ及び表現は、市が指定する。

3 プレゼント企画の掲載は、原則として1号につき1件とする。

(プレゼントの基準)

第3条 プレゼントは、市民の福祉の増進又は利便性の向上に寄与するものであって、その範囲が所沢市有料広告の掲載に関するガイドライン（平成17年10月1日施行。以下「広告掲載ガイドライン」という。）及び所沢市有料広告掲載基準（平成17年10月1日施行）にあるものとする。

2 プレゼントは、原則として市内に主たる住所を有する事業者が提供するものとする。

3 プレゼントは、原則として有体物又はサービスの提供とする。

(プレゼントの規格)

第4条 プレゼントは、原則として希望小売価格またはサービス提供価格で総額2万円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上のものとする。

- 2 プレゼントは、原則として2名以上に提供するものとし、1名当たり希望小売価格（またはサービス提供価格）で総額1,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上のものとする。
- 3 プレゼントは、原則として無償で引換えができるものとする。
- 4 プレゼントの引換期限は、原則として掲載号の発行日から起算して2か月以後に設けるものとする。

(プレゼントの募集)

第5条 プレゼント提供者の募集は、広報ところざわ、所沢市ホームページ等により公募するものとする。

- 2 プレゼント提供希望者は、広告掲載ガイドライン及びこの要領を熟覧の上これを遵守し、広報ところざわプレゼント提供申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 3 掲載決定の有無にかかわらず、申込み後に辞退する場合は、広報ところざわプレゼント提供申込辞退書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(掲載の決定)

第6条 市は、基準を満たして提出されたプレゼント提供希望の中から、市民の福祉の増進への寄与度、産業の振興への寄与度、バリエーション、相当価格、編集上の利点等を総合的に判断して掲載を決定する。

- 2 市は、原則として掲載号の発行日から起算して12か月以内に発行される広報ところざわには同一の事業者を掲載しないものとする。

- 3 市は、掲載を決定した事業者（以下「掲載事業者」という。）に対して、原則として掲載号の発行日から起算して1か月以上前に広報とこざわプレゼント掲載決定通知書（様式第3号）を交付する。

（原稿の作成）

第7条 掲載事業者は、原稿作成に必要なデータ又は撮影機会等を市が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

- 2 市は、掲載事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。
- 3 市は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

（プレゼントの提供方法）

第8条 プレゼントは、原則として、市が作成する引換券により掲載事業者の所沢市内の店頭において引き換えるものとする。ただし、店舗を有しない事業者においては、市と協議するものとする。

- 2 当選者への引換券の発送は、市が行うものとする。
- 3 引換券には、シリアルナンバー及び引換期限を印字するものとする。
- 4 掲載事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、掲載したプレゼントを提供するものとする。
- 5 前項の提供が直ちにできない場合は、掲載事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。

6 掲載事業者は、プレゼントの提供をする際に、引換券を持参した者に対して商品の購入、体験等の責務を課すこと又は割引等プレゼント以外の利益を与えることをしてはならないものとする。

7 前各項の規定にかかわらず、プレゼントがチケット又はこれに類するものである場合は、市は、掲載事業者から納品された当該プレゼントを発送することができる。

(掲載の取消し)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、掲載事業者の掲載を取り消すものとする。

- (1) 応募内容に偽りがあったとき。
- (2) プレゼントの提供を適切に行うことができないとき。
- (3) 当該掲載事業者から辞退の申出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないと認めるとき。

(情報提供及び二次利用)

第10条 市は、掲載事業者に対して、プレゼントの引換えに必要な情報（個人情報を除く。）を提供する。

2 掲載事業者は、掲載号の広報ところざわのプレゼント企画記事を印刷して広告等に使用することができるものとする。ただし、広報ところざわの改変等を行うことはできない。

(損害賠償)

第11条 市は、掲載事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる。

(掲載事業者の責務)

第12条 プレゼントの内容に関し生じた責任は掲載事業者が負う。

2 掲載事業者は、市税等を完納していなければならない。

(実施報告)

第13条 掲載事業者は、引換期限満了後、速やかに広報ところざわプレゼント引換実施報

告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項は、広報課において定めるものとする。

附則

この要領は、平成28年3月10日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号

広報ところざわプレゼント提供申込書

年 月 日

(宛先)所沢市長

代表者

下記のとおり、広報ところざわプレゼント企画への掲載を申し込みます。広報ところざわプレゼント企画実施要領を熟覧・遵守し、責任を持ってプレゼントを提供します。

記

事業者（個人）名	
所在地・住所	
担当者名 (個人の場合は省略)	
連絡先電話	
連絡先メール	
掲載希望年月	<input type="checkbox"/> 申込日から起算して 8 か月以内ならいつでも <input type="checkbox"/>
プレゼント名 ・規格・個数	(1 個当たり 円相当／消費税及び地方消費税の額を除く)
引換店舗所在地	
引換店舗電話	
最終引換可能期限	<input type="checkbox"/> 設定なし <input type="checkbox"/>
備考	1 市税等納付状況調査に同意します。

※掲載を決定した事業者にのみ、掲載決定通知書を送付します。

※掲載希望年月は広報ところざわ（毎月 1 日発行）の発行年月を記入してください。申込日から起算して 8 か月以内に発行する年月を列記できます。

※プレゼントのプランが複数ある場合は、申込書を分けて作成してください。

様式第2号

広報ところざわプレゼント提供申込辞退書

年 月 日

(宛先)所沢市長

代表者

年 月 日付けで申し込んだ標記プレゼント提供について、下記の理由により辞退します。

記

辞退理由	
事業者（個人）名	
所在地・住所	
担当者名 (個人の場合は省略)	
連絡先電話	
連絡先メール	
プレゼント名	
備考	

様式第3号

第 号

年 月 日

広報ところざわプレゼント掲載決定通知書

代表者 様

所沢市長



広報ところざわプレゼント企画について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

掲載年月	広報ところざわ 年 月号（1日発行）
プレゼント名・ 規格・個数	
引換店舗所在地	所沢市
引換店舗電話	
引換期限	

様式第4号

広報ところざわプレゼント引換実施報告書

年 月 日

(宛先)所沢市長

代表者

広報ところざわ平成 年 月号に掲載された標記プレゼントの引換状況を報告します。

記

プレゼント名・ 規格・個数	
引換期限	
引換完了数	
備考	

※備考欄には、本プレゼント企画による効果（誘客・購買行動等）、本プレゼント企画に対する意見・感想などを記入してください。